

ヒュームの道德論

—人為的徳の形成にかかわるものとしての「教育」—

教育学コース 松 永 幸 子

Hume's Moral Theory: Education and Artificial Virtues

Sachiko MATSUNAGA

David Hume (1711-1776), a philosopher of Scotland in 18 th century, treats 'education' concerned with the artificial virtues in his moral theory, especially in his most important work *A Treatise of Human Nature* (1739-1740). But his theory about 'education' has been neglected, as compared with other conceptions.

In this paper, the writer has attempted to clarify Hume's moral theory concentrating on his treatise of 'education'. Hume divides the virtues into two, the natural virtues and the artificial virtues. He treats justice as one of the main artificial virtues and insists it is to be created not only by the human conventions but also by 'education'. As same as justice, other artificial virtues like chastity and modesty are formed mainly by 'education'. 'Education' occupies a quite important position in his theory as the principle that produces the artificial virtues.

目 次

はじめに

1. 人為的徳と自然的徳

2. 人為的徳の形成と「教育」

A 人為的徳としての「正義」と「教育」

B 人為的徳の形成にかかわるものとしての「教育」

小括

はじめに

「私を独断のまどろみから目覚めさせたのは、デイヴィッド・ヒュームである。」とは、イマヌエル・カント『プロレゴメナ』¹⁾における言である。このカントの言葉からもわかるように、デイヴィッド・ヒューム(1711-1776)は、その後の多くの思想家に影響を与えた。彼を「父」とまで慕ってきたルソーとの親交と決裂の話は有名である。そのヒュームは彼の主著『人間本性論(*A Treatise of Human Nature*)』²⁾(1739-1740)において、自然的徳と人為的徳とについて論じている。そこでは、人為的徳と「教育」との関係も論じられている。ヒュームにおいて、「教育」は人為的なものではない

つも重要な役割をつとめている³⁾。にも拘わらず、ヒュームの道德論を取り上げた先行研究においても、「教育」概念を中心に分析しているものは管見の限りでは見当たらない⁴⁾。

そこで、本論稿は、ヒュームの人間本性論における「教育」概念について明らかにし、あるいはその理解検討の端緒となることをその目的とする。

1. 人為的徳と自然的徳

ヒュームは道德的区別は「理性(reason)」からではなく、「道德感(moral sense)」から派生するとしている。われわれが一般に「道德」と呼んでいるものは、いわゆる「感じ(feel)」によって判断されるというのである。道德感とは、道德的善悪の区別に伴う内的な感じ、またはこのような感じを産む心的機能である。このような道德感説は、17・18世紀当時のイギリスで理性論と対立するモラルセンス学派をなしたが、その中で、ヒュームはハチスンとアダム・スミスの方に位置づけられる。

ヒュームは、心に表れるものは、知覚(perceptions)以外にはいかなるものも断じて存在しない、とする。見る、聞く、判断する、愛する、憎む、考える、といっ

たすべての行動は、知覚の傘下に入るのである。そして知覚は印象(impression)と観念(idea)とに分けられる⁵⁾。こう定義した上で、ヒュームは以下のように言う。

道徳は行動や情念に影響を及ぼす。よって、道徳は理性から来ることはできない。なぜなら、理性のみでは、このような影響力は断じて持つことができないからである。道徳は情念を喚起し、行動を生んだり防止したりする。理性自身は、この点においてまったく無能である。それゆえ、道徳のいろいろな規則は理性の結論ではない⁶⁾。

ヒュームにおいて、道徳的区別をなす徳の感を持つとは、ある性格の熟知からある特殊な種類の満足を感じることにほかならない。言い換えれば、われわれは、ある性格がわれわれを喜ばせるがゆえにその性格は有徳である、と推論するのではなく、その性格がある特殊な様式でわれわれを喜ばせることを感じ(feel)、この感じにおいて、その性格が有徳であると実際に感じる、というのである⁷⁾。つまり、繰り返しになるが、あくまでもその事象について何らかの「感じ(feeling)」を受け、その「感じ」において満足を「感じる」ことなのである。

ヒュームによれば、徳は「自然的徳(natural virtue)」と「人為的徳(artificial virtue)」とに区別される⁸⁾。自然的徳は、「自然」に因るものであるが、たとえばその「自然」の一例として挙げられるのが、自愛(Self-Love)である。ヒュームはいう。

自愛が自由にはたらくとき、我々を正直な行動へ引きつけるのではなく、返って一切の不正義と不法との源泉である。人間は、この嗜欲の自然的な運動を矯正し抑制するのでない限り、これらの悪徳を矯正することは決してできないのである⁹⁾。

ヒュームは、別の箇所でも、われわれの根源的仕組みにおいては、最も強い注意はわれわれ自身に極限され、次に強い注意が縁戚や知己に及び、見知らぬ人や無関係な人に向けられる注意は最も弱いものだけである、と言い換えてもいる¹⁰⁾。

また、親の子に対する情愛は、心理的には本能であり、道徳的には自然的徳と位置づけられる。この自然的情愛は、親の義務でもある。もし仮に、自然的情愛

が義務でなかったら、子どもの養育も義務ではあり得ないだろうし、我が子に払う注意のうちにも義務を認めることは不可能であるとする¹¹⁾。ほかには慈愛(benevolence)などが、自然的徳として挙げられる¹²⁾。

一方、上述のような自然的徳に対し、人為的徳とは、「人類の諸事情ならびに必要から起こる人為または工夫によって快感と賞賛とを産むもの」¹³⁾である。その人為的徳としてヒュームはまず「正義(justice)」を挙げる。ヒュームは「正義と正直(honesty)」というように「正義」と「正直」とを同列に扱っている。そして「正義」という人為的徳の形成に深くかかわるものとして挙げられるのが「教育(education)」である。そこで次節では、この両者の関係を、特に「教育」に着目して検討する。

2. 人為的徳の形成と「教育」

A. 人為的徳としての「正義」と「教育」

ヒュームにおいて、正義はおもに所有権に関わるものとして考察される。ヒュームは、正義が人為的徳であるという論を展開するにあたって、借金の例を挙げている。ある人物が数日後に返済する条件で自分にある金額の金銭を貸したとする場合、約束の期限が到来したとき、この金銭を返済する理由ないし動機は何か、と問うのである。そして以下のように続ける。

これに対して、次のように言う者があるかもしれない。もし私にひとかけらの正直な心があれば、換言すると義務感ないし責務感があれば、私が正義を顧慮して姦悪と悪辣とを嫌悪することは、私に十分な理由である。疑いもなくこの答は、文明状態にあって一定の訓育ないし教育(discipline and education)に従って訓練されたときの人間にとっては、正しく且つ申し分ない答であろう¹⁴⁾。

正直な心があるから返済する。このような、正義を顧慮する義務感、責務感が訓育もしくは教育によって訓練されたものであることを提示して、ヒュームは続ける。

しかし、人間の粗野な状態、このような状態を自然的と呼ぶのであれば、比較的自然的な状態、そのような状態のときには、この答は、完全に難解で詭弁な答として退けられるのである¹⁵⁾。

まだ教育や訓育によって訓練されていない自然的な状

態では、前述の、教育によって訓練された者が導き出す答は、詭弁として却下されるのである。

こうした自然な状態にある者は直ちに訊ねるであろう。借金を返済して他人の資産に対して節欲することのうちに見出される正直ないし正義は、一体どこに存するのか。外的行動のうちには間違いなく存しない。それゆえ、外的行動が起こる動機のうちには置かれなければならない。ところで、この動機は、行動が正直なことを顧慮することでは決して有り得ない。なぜなら、ある行動を正直な行動とするには、有徳な動機が必須であると言いながら、同時に、正直を顧慮することが行動の動機であると言うことは、平明な誤謬だからである。前もって行動が有徳であるのでなければ、行動の徳性を顧慮することは決してできない。行動は、有徳な動機から生じるかぎりにおいてのみ有徳であることができる。それゆえ、有徳な動機は徳性の顧慮に先行しなければならない。従って有徳な動機と徳性の顧慮とは同じものであることができない¹⁶⁾。

以上のように、ヒュームは、正直ないし正義において、①有徳な動機が徳性に先行すべきものであること、すなわち、②有徳な動機と徳性の顧慮とは別物であることを主張する。そしてそれゆえ、「正義や正直の行いの動機は、正直を顧慮することと別個に見出すことを必須とする」のである。そして、これを見出すことは非常に困難が存する、とヒュームは言う。その理由の一つは、まず我々の私的な利益または名望への配慮があらゆる正直な行動の正当な動機である、とすれば、この配慮がなくなるときには正直も生まれる余地が有り得ない道理になる、というのである。そしてここに、前節で引用した、自愛の自然的な運動の矯正と抑制の必要性が述べられることになる。

二つ目の理由として、ヒュームは公共的利害との関係で、次のような考察をしている。もし、正直な行動の理由ないし動機は公共的利害の顧慮であり、不正義や不正直のさまざまな具体例はこの公共的利害に最も反したものである、というのであれば、それに対しては、以下の答が用意される。第一に、公共的利害は、正義の諸規則の遵守に自然的に附属するものではなく、人々が正義の規則の確立の人為的黙約の後、これに結合されるだけである。第二に、借金が秘密裏になされ、また同じく秘密裏に金銭の返済が行なわれることが、当事者にとって必要である、と仮定した場合、前述の

具体例は具体例でなくなる。換言すれば、この場合、公衆は借り手の行動にもはやなんの利害も持たない。しかも、義務は責務がなくなったと断言しようとする道徳学者もひとりもない。第三の理由として、人々は日常生活の行いの中で、債権者に支払い、約定を履行し、窃盗や強盗や一切の種の不正義を憤むとき、公共的利害のような遠方を見ない。公共的利害は、余りに隔たった且つ余りに崇高な動機であって、人類の一般を感動させるに足りない。換言すれば、正義の行動や共通した正直な行動は頻繁に私的利害と反対であるが、公共的利害は、そうした私的利害に反対な行動に何らかの力を以って作用することはない¹⁷⁾。

つまり、公共的利害は、人為的に形成された正義に結合されるものであり、日常的に、正義の行動には力を及ぼさないものなのである。ヒュームは、個人的身分や職務やわれわれ自身との関係から独立な、単なる人類愛としての人類愛というような情念(passion)は人間の心には存しないと断言する。他の生物の幸不幸が、ある程度までわれわれの心を動かすのは、「共感(sym-
pathy)」から生じるのであって、普遍的情愛からではないのである¹⁸⁾。

以上のことから、ヒュームは次の循環論を見出す。すなわち、われわれが、公正の法を遵守する動機としては、公正自身と公正の遵守が、価値あることの他に
ならん真実のあるいは普遍的な動機はない。しかし、いかなる行動も、公正、すなわち道徳的に価値のあることは、その行動がその公正とは別なある動機から起こり得るのでなければ不可能であるということである。従って、ここに循環論が存するのである。ヒュームは次のように結論する。

正義と不正義との感は、自然から来るものではなく、人為的に、但し教育と人間の黙約(human conventions)¹⁹⁾とから必然的に、起こるのである²⁰⁾。

このように、正義は人為的徳であり、それは教育と人間の黙約とから起こる²¹⁾。このような人為によってひとたび承認されると、それらの規則の遵守における道徳性の感が自然にそれ自身に随伴する。この道徳性の感はまた、人為によっても拡大する。政治家の公的訓令や両親の私的教育が、それである、という²²⁾。

また、ヒュームは、約定の公的義務と私的義務との関係で、教育と政治家の人為とが協力して、統治組織に対する忠誠に道徳性をさらに賦与し、あらゆる謀反に更に大きな罪責と汚名とを烙印する、とする²³⁾。ヒュー

ムによれば、習慣ほど、ある考えをして心に大きく影響させるものではなく、習慣ほど、われわれの想像をある対象へ強く向けさせることはない。だから、ある人々に長い間服従し慣れてしまうと、人は、忠誠に道徳的責務が伴うと思ひ、われわれの一般的本能はその人々を忠誠の対象に選ぶのである。最初に一般的本能を興すものは利害であるが、これに特定の方向を与えるのは、習慣なのである²⁴⁾。次節で詳細に検討するが、習慣は教育により形成されるものなのである。

また、公衆の賞賛や誹謗が正義に対する敬重の情を増すと同時に、既述したように、私的な教育や教訓も、同じ効果をもたらすのである。その理由として、ヒュームは以下の説明をする。

まず、親は、人間が高潔や名誉を賦与されればされるほど、自分自身にも他の人にも有用であり、習慣と教育とが利害や省察を援助すれば、それはさらに威力を得ると容易に看取する。こうした理由から、親たちは子どもの最幼少時代から高潔の原理を子どもに教え込むようになり、社会を保持する規則の遵守をもって価値ある名誉なことと見なし、規則の違反を下劣、非行と見なすことを教えるようになる。こうして、高潔の心持ちは子どもたちの軟らかな心に深く根をおろして、堅固さと確固さを獲得し、人間本性に最も本質的な、心の内的組織に最も深く根元を有する諸原理に殆ど負けなくなることができるのである²⁵⁾。

このように、親がその子どもに幼児期からほどこす私的教育が、正義への敬重心を育成するのである。また、第一章で述べたように、ヒュームは、われわれの根源的仕組みにおいては、最も強い注意はわれわれ自身に極限され、次に強い注意が縁戚や知己に及び、見知らぬ人や無関係な人に向けられる注意は最も弱いものだけである、とし、これを「不平等な情念」と表現している。そしてそれに対する救済策は「自然ではなくて、人為から来る」とし、社会の中で人々が教育され、社会の中で得る利益や交友、交遊に対する情愛を育ていくのだとしている²⁶⁾。

そこで次節では、正義や他の人為的徳の形成にかかわるものとしての「教育」論をさらに詳しく検討する。

B. 人為的徳の形成にかかわるものとしての「教育」

ヒュームにおいて、教育はおもに宗教や信念(belief)、習慣(habit, custom)との関係で語られる。ヒュームに

よれば、あらゆる信念と推論(reasoning)は、習慣から起こる心の働きである²⁷⁾。そしてその習慣は、二つの方途でもって観念を活気づけながら心に作用するのである。その理由は以下である。

まず、二つの事物が連結していたことが見出されていると仮定する。これら二つのうちの一つが印象において出現するとき、心は、その事物の観念へと「習慣」によって推移するのである。心はこの観念を、現在印象と容易に移行によって、どんな漫然としたイメージより強く生氣に富んで想う。

その一方、このような緻密で殆ど人為的な用意をやめて、単なる観念を心に頻繁に出現させるとする。そうすると、この観念は次第に容易さと力強さを得てきて、心に強く容易に導入される点によって、どんな新しく、珍しい観念とも区別されるのである。

上の二種類の「習慣」が一致する点はこの、他の新しく、珍しい観念と区別される点である²⁸⁾。

そしてヒュームは、もし判断に及ぼすこの二つの「習慣」の効力が似ていて、且つ釣り合ったものであったなら、上述の説明は得心できるものであるとしている。そして、以下のように続ける。

われわれが教育(EDUCATION)の本性と効果を考慮するとき、いったいわれわれは、判断に及ぼすこれら「二つの習慣」の合致を疑い得るであろうか?²⁹⁾

判断に及ぼす二つの習慣の合致が、教育の本性と効果によるものだとして、ヒュームは以下の説明をする。物事について幼年時代から持ち慣れてきた所信(opinion)と思念(notion)は、非常に深く根を張っていて、理性と経験の全威力をもってしても、これを根絶することはできないほどである。そして、この習慣(habit)の影響力は、原因結果の連続的で不可分の結合から生じる連合に近づくのみでなく、多くの場合、これを克服しさえするのである²⁸⁾。

たとえば、脚や腕を切断して失ってしまった人は、その後も長く、失った脚や腕を使って用を足そうと努力する。また、著名な人について一度も会ったことがないにも拘わらず、何度もその人の話を聞かされることによって、実際にその人に会ったような気になる。ヒュームはこれらを習慣が信念を生じさせる例として挙げる。そしてヒュームは、「これらの教育からの議論を適切に考慮すれば、これは最も一般的な現象であると確信できる」という²⁹⁾。要するに、判断力となる

「習慣」は教育によって形成されるのだ。ヒュームの「これらの教育からの議論」という言い方でわかるように、すくなくとも、ヒュームにあって、幼年時代からの習慣そのものが、言うまでもなく教育に起因するものなのである。

ヒュームは続けて次のように断言する。

私は堅く信じるが、人類の間に蔓延るさまざまな所信を検討すれば、その半分以上は教育に起因することが見出されるだろう。そしてまた、私は堅く信じるが、このように暗黙裡に奉じられる原理は、抽象的推論ないし経験に起因する原理を圧倒するのである。虚言者が虚言を頻繁に反復してそのため遂に虚言を憶えるようになるのと同じく、判断、あるいはむしろ想像は、同じ手段によって観念を非常に強く想像に刻みつけ遺漏なく想うことができるのであり、そのため、この観念は、感覚や記憶や理性と同様に心に作用できるのである²⁸⁾。

このように、ヒュームは、人類間にある所信(opinion)の半分以上が教育に起因していると述べる。それは暗黙裡に奉じられる原理で、推論や経験の原理を圧倒さえするものなのである。しかし教育は、自然的原因ではなく、人為的原因であると再度確認する。且つ、教育の根本原則は理性に反しており、時と場所を異にすれば、互いに反対となるため哲学者には承認されないのである、とし、しかしながらこう続ける。「それでも教育は世上に広まっていて、新しく珍しいものを避けがちな原因となっている」³⁰⁾。ヒュームにあって、世上に広まっている教育が、暗黙裡に奉じられるその原理で、人類間に蔓延る所信の半分以上を作り出すものなのだ。

これまでに教育がコンヴェンションとならび、人為的徳としての正義を形成することや両者の関係を見てきたが、次に、ヒュームにおいて教育とのかかわりで挙げられる人為的徳としての「貞操」・「謙譲」を取り上げよう。

ヒュームは貞操や謙譲をひとまず女性の徳と位置づけ、それが教育や人々のコンヴェンションや社会的利害からどのようにして起こるのかを検討している。

ヒュームは、男女両性の教育の差異は生殖原理によるものであるという。性交にさいして、生殖原理は男性から女性へ行く。錯誤は男性には起こっても女性に

は起こらない。男性は、子どもが真に自分の子であると信じて、子どもの保全と教育のために働く心に誘われる。そのため、女性には然るべき抑制を課さなくてはならないというわけである。そのためには、女性の不貞にある特異な程度の恥辱、それも単に不正義から起こる程度以上の恥辱を附さなければならない。またその一方で、貞操には賞賛を与えなければならないのである³¹⁾。女性には、不貞に対し、悪徳のほかに、気後れやおびえの感情を抱かせることで、女性に対する誘惑を防止する効果もあるというわけである。

女性の不貞に利害関係を有する者は、女性の不貞やそれに近づくことを自然に非難する。また、利害関係を持たない者は時流のままに従う。そして教育は、女性の幼児期におけるしなやかな心を占拠する³²⁾。

女性の徳は自然的なものではなく、社会的利害から起こる人為的徳であり、それをつくるのもまた教育なのである。

小括

以上、ヒュームの道徳論における人為的徳の形成にかかわるものとしての「教育」を中心に考察してきた。ヒュームの教育概念についてはこれまで着目されてこなかったが、今回の考察により、ヒュームが教育を人為的要として重要視していた点が明らかになった。ここでは教育は、正義や貞操といった人為的徳を作り出す主要な原理として確認された。

自然を最重視するヒュームにおいて、教育は人為的であるがゆえに、その価値を割引きされてはいるが、正義や貞操それ自体は、他の人為的徳の根源となり得ることが語られない点を鑑みれば、教育はその意味で、ヒューム哲学において特異な存在といえるだろう。

これまでヒュームの思想研究にあって、コンヴェンションばかりが人為的要として着目されてきたが³³⁾、教育もコンヴェンションとならび、ヒュームの思想において人為的徳の形成にあたり非常に重要な位置を占めていたことを提示できたことは本論文の成果であろう。しかしながら、残されている課題も多い。たとえば、ヒュームの道徳論においては、道徳の区別において共感原理が鍵概念となる。ヒュームは、共感観念を印象へ転換することであり、共感原理が多くの場合、道徳的心持を生む。共感、あらゆる人為的徳に対し

てわれわれの払う敬重の源泉となる、としている³⁴⁾。
この、共感原理と教育の関係についての検討をまずもつて今後の課題としたい。

(指導教授 川本隆史教授)

註

- 1) カント『プロレゴメナ』篠田英雄訳、岩波書店、1977年、19-20頁
- 2) Hume, David, *A Treatise of Human Nature*, ed. by David Fate Norton & Mary J. Norton, Oxford University Press, 2000(1739-1740). 以下、略号は THN を用いる。なお、訳出に際しては、大槻春彦訳、デイヴィッド・ヒューム『人性論』岩波書店、1952年、を参照した。原文のイタリック体は傍点付記、大文字のみで表記された単語はゴシック体で表した。
- 3) ヒューム前掲『人性論(四)』287頁、脚注、訳者解説参照。
- 4) たとえば秋元ひろと「ヒュームの道徳哲学」『哲学雑誌』有斐閣、1989年、J. L. Mackie, *Hume's Moral Theory*, Routledge, 1980, など。
- 5) Hume, THN, pp.293-294
- 6) *ibid.*, p.294
- 7) *ibid.*, p.303
- 8) ヒュームの人為的徳論についての研究として、都築貴博「ヒュームの〈人為的徳〉論」『哲学』日本哲学会、1998年、がある。但し都築は正義に言及するものの、教育には殆ど言及していない。
- 9) Hume, THN, p.309
- 10) *ibid.*, p.314
- 11) *ibid.*, pp.307-308
- 12) しかしながら、全体としてヒュームの自然的徳についての説明は不十分であるように見受けられる。マッキーも、共感概念などとの関連でヒュームの自然的徳についての議論が難解であることを指摘している。(J. L. Mackie, *op. cit.*, pp.120-129)
- 13) Hume, THN, p.307
- 14) *ibid.*, p.309. 下線筆者、以下同様。
- 15) *ibid.*, p.309
- 16) *ibid.*, pp.308-309
- 17) *ibid.*, pp.309-310
- 18) 道徳判断をする際、その要となる共感を補正するものとして導入される「一般的観点」については、奥田太郎「ヒューム道徳哲学における〈一般的観点〉」『倫理学研究』関西倫理学会、2002年、に詳しい。
- 19) 'convention' は、大槻春彦訳では、「黙約」という語が当てられているが、現在のヒューム研究においては、一般には「コンヴェンション」とされているようである。本論文では、「黙約」と「コンヴェンション」との両方を適宜使用することにする。
- 20) Hume, THN, pp.310-311
- 21) 但しヒュームは、正義を「人為的」と呼ぶとき、それは「自然的」との対比のみで使用しており、正義の規則は「人為的」ではあるが、「恣意的(arbitrary)」ではない、と断りを入れている。
- 22) Hume, THN, p.342
- 23) *ibid.*, p.350
- 24) *ibid.*, p.356
- 25) *ibid.*, p.321
- 26) *ibid.*, p.314
- 27) ドゥルーズは、ヒュームにおける「習慣」について、想像かつ判断において、対立しあう結果=効果、すなわち拡張と、その矯正をもたらしものであると定義している。だが、教育との関わりについてはまったく論じていない。(ドゥルーズ『経験論と主体性—ヒュームにおける人間的な自然についての試論』木田元・財津理訳、河出書房新社、2000年、101頁、参照)
- 28) Hume, THN, pp.79-80
- 29) *ibid.*, p.80 各括弧内筆者、以下同様。
- 30) *ibid.*, p.80
- 31) *ibid.*, p.80
- 32) *ibid.*, pp.80-81
- 33) *ibid.*, p.81
- 34) *ibid.*, pp.364-365
- 35) *ibid.*, p.366
- 36) たとえば、奥田前掲論文など。
- 37) THN, p.309